

## 1. (自動継続)

- (1) 自動継続自由金利型定期預金（以下「この預金」といいます。）は、証書表面又は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申し出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

## 2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書表面又は、通帳記載の利率（継続後の預金については前記1. (2) の利率。以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日および3年後、4年後、5年後の応当日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。
    - ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日又は前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について、証書表面又は、通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）による中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として支払います。
    - ② 中間払利息を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。
  - (2) この預金の利息の支払は、次のとおり取扱います。
    - ① 預入日の2年後の応当日および3年後、4年後、5年後の応当日を満期日とした預金以外のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
    - ② 預入日の2年後の応当日および3年後、4年後、5年後の応当日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座へ入金し、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、又は満期日に元金に組入れて継続します。
    - ③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書又は、通帳とともに当店に提出してください。
  - (3) 継続を停止した場合の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日又は書替継続日の前日までの日数について、解約日又は書替継続日における普通預金の利率により計算します。
  - (4) この預金を定期預金等共通規定第3条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金等共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と計算した利息額との差額を清算します。
    - ① 6か月未満 解約日の普通預金利率
    - ② 6か月以上 約定利率に、期間別に対応する掛目を乗じた利率とし、その掛目一覧表を当金庫所定の方法で備えおきます。
- (注) いずれの場合も小数点第4位以下は切り捨てとなります。
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

この他、「定期預金等共通規定」をご参照ください。

以上